

## 立正治國論を拜讀して

## 中 澤 要 實

立正治國論は久遠成院日親上人の製る所なることは宗門人周知の所であるが、この立正治國論を讀み、この書

られた所謂不惜身命的護法の實行者、色讀家であつたのである。

を通して上人一代の弘法的精神を拜する時、宗祖日蓮大聖人の親炙し奉ると同様なる感銘を受くるものである。

時は足利と北條の相違こそあれ、後花園院の永享十一年足利源義教公にこの立正治國論を上呈せられ直諫遊ば

宗祖直授の法華經氣魄は日親上人の全身に溢つてゐたのであらう。宗祖の再來、當時に於て今日蓮と云ふ稱を與へる事あるとしたならば日親上人の如き人を指すべきである。恐らく自他共に任じ得るものであらう。何故ならば立正治國論献上そのものは日蓮大聖人の立正安國論献上と同一形式を辿つたものであるからである。同時に日蓮の再來てふ自覺にもとづくものである。宗祖日蓮大聖人は「死ぬ程のことありてこそ佛になり候らめ」と教へ

された所がそれが爲に重なる迫害にあつたのを思へば丁度宗祖の立正安國論の献上があの一代理苦難迫害の歴史を作つたのと同様である。然ればその様式も宗祖の安國論に相似と云ふべきか。法華の正法行はれず邪法はびこりるが故に善神他方に移ると

然<sup>レ</sup>間守護<sup>ル</sup>善神<sup>ハ</sup>惡<sup>ク</sup>誘國<sup>ニ</sup>而移<sup>リ</sup>他方<sup>ニ</sup>住持<sup>シ</sup>聖人<sup>ハ</sup>恐<sup>レ</sup>毀家<sup>ス</sup>去<sup>ル</sup>所

とのべられ更に

分<sub>テ</sub>爲<sub>レ</sub>二先明<sub>ニ</sub>權實之差別<sub>ニ</sub>而以顯<sub>シ</sub>諸師之迷惑<sub>一</sub>次<sub>ニ</sub>定<sub>テ</sub>諸宗ノ謗法<sub>ニ</sub>而以<sub>テ</sub>明<sub>ニ</sub>善神之捨去<sub>一</sub>

法華一乘の法が釋尊出世の本懷であり、諸經の王であり、諸佛より二乘はおろか畜生まで救濟さるゝ所の大經王であるとなし、法華實教たることを説示されておるのである。諸師の迷惑の中で眞言の弘法が法華經を第三の戲論と破し、慈覺が理同事勝を唱へて眞言に憑依せし雜亂天台を叱し、淨土宗の法然の千中無一雜修雜行、捨閉闍拋と法華經をあつかひしを叱し、禪宗の教外別傳、不立文字、十二分教總<sub>テ</sub>是閑文字と唱へし、正法誹謗を破折しておらるゝ點は宗祖の安國論と類似形式をとつておらるゝものである。されど此處に宗祖より更に歩をすゝめておらるゝ點は眞言の弘法に對する徹底的破折である。殊に破折にあたり八幡大菩薩の御託宣を引いて

御託宣云<sub>ク</sub>以<sub>テ</sub>正直之人之頂<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>栖<sub>以</sub>詔曲之人心<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>稟云云

とのべられてゐる。然して更にこの正直之人の頂には神

は栖み給ふと宜ぶる八幡大菩薩の正直と云ふ精神は何處にあるかと云へば法華經である。その證明として大隅八幡宮の石體の文を引證して説明しておられる。

昔<sub>ハ</sub>在<sub>ニ</sub>靈鷲山<sub>ニ</sub>說<sub>テ</sub>妙法華經<sub>一</sub>今<sub>在</sub>正官<sub>ノ</sub>中<sub>ニ</sub>示<sub>ニ</sub>現<sub>メ</sub>大菩薩<sub>一</sub>云云

と宗祖の安國論文上に説き現されなかつた點を明瞭にこれを摘出して眞言破折に及んだ事は安國論の本意の徹底とも見るべきであらう。弘法が第三戲論と法華經を破せし言、正八幡大菩薩の御精神にも反するものである。

いづれにしても汝早<sub>ク</sub>改<sub>テ</sub>信仰之寸心<sub>ヲ</sub>忽<sub>ニ</sub>歸<sub>ニ</sub>實乘<sub>一</sub>之善<sub>一</sub>と捨邪歸正を勧められてゐる點、全く安國論の縮圖たるの感を深ふるものである。吾等日蓮門下たるものは、該書を時の足利源義教將軍に呈して諫められた日親上人の多難迫害の不惜身命的護法精神を眞に學ぶべきではなからうか。法華經の貴さは何んと云ふても色讀であり體驗である。今親師滅して四百五十年を迎ひ、更に追憶を深めるものは法華經の色讀的姿である。迫害重疊そ

の悲慘は如説修行抄の

縦ひ頸を鋸にて引き切り、胴をば稜錐を以て突き、足にて鋸を打ちて錐を以てもむとも命の通はん程は南無妙法蓮華經と唱へ云云

と仰せ遊ばされた。それにも勝る苦難であつたのである。親師の義教公に對する忠を竭し智を盡しての諫めは、却つて怒りを買ひ、迫害を生むに至つたのである。義教公の云く

「吾は法華經の行者は諸天擁護すと云ふ事を聞いてゐる。今日親を捕へて試さんと思ふ」

と、これが爲に投獄せられ、呵責は尋常一様ではなかつたのである。就師の立正治國論摘注自序には當時の様子をかくのべてゐる。

其呵責不<sup>レ</sup>一或<sup>ハ</sup>炎天積<sup>テ</sup>薪炙<sup>レ</sup>之或<sup>ハ</sup>寒夜縛<sup>テ</sup>木笞<sup>レ</sup>之或<sup>ハ</sup>設<sup>テ</sup>浴蒸<sup>レ</sup>之或<sup>ハ</sup>盛<sup>テ</sup>水逼<sup>レ</sup>口或以<sup>テ</sup>串刺<sup>レ</sup>陰或<sup>ハ</sup>燒<sup>レ</sup>鐵著<sup>テ</sup>脇然<sup>レ</sup>師未<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>苦烏公愈<sup>テ</sup>瞑<sup>テ</sup>以<sup>テ</sup>鐵拔<sup>テ</sup>舌活<sup>テ</sup>火燒<sup>レ</sup>錫冠<sup>レ</sup>頭

と誠に慘であり酷であつたのである。然るに師尙怨む色もなく其の志氣は卓爾として上人の志氣を奪ふ事は出来なかつたのである。本化門下と云ふ活模範は日親上人の御身の上に拜する事が出来るのである。嗚呼偉なる哉、

壯なる哉！ かゝる法華經的氣魄を享け繼げるもの幾人あるであらうか。今や世は昭和の聖代、國家は非常時局内憂外患、吾等國民一人一人の上に負はされてゐる。宗門は立正報國を掲げて、去る日の立正大師號の勅諭拜戴昭和六年の畏くも 今上陛下より勅額拜戴の感激に答へ奉らんとしてゐる。事變終熄の曉は吾が宗祖の大理想たる四海歸妙の大運動の礎である立正安國をめざして、立正治國所謂「治め」「治まる」事は其の後に對する任務であり、行動でなければならぬと思ふ。今日の報國の運動は治國の運動へ進展しなければならぬ。これによつて安國理想の實現を見ることが出来るのである。

されど安國、治國、報國のこの三者を比較して考ふる時、吾人は國に對する日蓮が弟子の如何に思想的變遷の

甚しきかを痛感するものである。何ぞならば安國は國家萬年の理想であり、治國は國家施政の指導原理であり、報國は國民的義務である。故に前二者は國家爲政者に對する指導的立場にあり、後者は爲政者に對する被指導的言語であり、衆生むしろ被支配者たる民衆への國民的義務鼓吹の役割を演ずるものである。現在の吾が門下には支配者の前捧的役割を知る以外に何等指導的原理はないのではなからうか。畏くも今上陛下から立正大師と勅諭遊ばされた眞義がわからないであらう。大師と諭られた聖上の眞義は、日蓮は立正て眞理の把持者であつて精神界の指導者であると云ふ意味合からされたものである。報國の言葉は國民的義務を説く上に最も必要であり、時宜を得たものであらう事は今更言を待たない。偉大なる宗教と云ふからには教化の指導方針は民衆のみを云ふのでない。宇宙人類が對象でなければならぬ。支配、被支配を通じなければならぬ。其處に佛者のわれ三界の大導師の言が生れるのである。故に安國の理

想建設の爲には報國と同時に治國の精神を持たねばならぬ。其處に報國の眞義が徹底されるのである。その招來する所必ずや迫害あり、苦難の道は展開する、その時始めて不自惜身命の覺悟が生れ、實行しなければならぬ。本化門下の實際的運動の精神此處に始まるのである。かくの如き姿にて立たんとする本化の弟子何處にかある。經文の所謂

一 自謂<sub>レ</sub>行<sub>ニ</sub>眞道<sub>一</sub> 輕<sub>ニ</sub>賤人間者<sub>一</sub> 貪<sub>ニ</sub>著利養<sub>ニ</sub>故<sub>一</sub> 與<sub>ニ</sub>白衣<sub>一</sub> 說<sub>レ</sub>法<sub>一</sub> 爲<sub>ニ</sub>三世所<sub>ニ</sub>恭敬<sub>一</sub> 如<sub>ニ</sub>六通羅漢<sub>一</sub>

の如き姿の人こそ時代の要求する寵兒である。されど人類永遠の善美の眞理は消え行くのである。

我是世尊使 處衆無所畏 我當善說法

の本化の英雄は生れざるか、親師追憶され讚美さるゝとも骨董價値的崇拜たらしめたくない。第二の親師、日蓮の再來てふ自覺に立たれん事を。國家興隆の非常時、東洋永遠の平和確立の時、眞に宗教的英雄を待望してやまないのである。